

【8 法_欧文誌編集委員会規程】

一般社団法人 日本神経回路学会 欧文誌編集委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会（以下「本会」という）の定款第 4 条第 1 項第 2 号および第 3 号に基づく事業、および第 52 条に基づき設置される欧文誌編集委員会（以下「本委員会」という）の組織および運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第 2 条 本委員会は、国際神経回路学会(International Neural Network Society)および欧州神経回路学会(European Neural Network Society)との共同により Elsevier 社との契約に基づいて欧文誌 Neural Networks を編集し、定期的に刊行する。

(委員会の構成)

第 3 条 本委員会は、Neural Networks 誌の編集を行うために、Neural Networks 編集委員会（以下編集委員会）をもうける。

2 編集委員会は、編集委員長（以下委員長）1 名および Neural Networks 誌の Editors からなる編集委員をもって構成する。編集委員は特に学会員であることを求めない。また必要ならば編集委員のなかから 1 名または 2 名の編集副委員長を定めることができる。

(委員長)

第 4 条 本委員会の委員長は、本会の定款第 52 条第 2 項に基づき理事会の議決を経て、会長より委嘱される。

2 委員長は Co-Editor-in-Chief がこれにあたる。

3 委員長の任期は、Co-Editor-in-Chief の任期と等しくする。

(委員)

第 5 条 編集副委員長および編集委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

(委員長などの任務)

第 6 条 委員長は Neural Networks に関する編集業務を Elsevier 社と連絡をとりながら統括する。

2 編集委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は定例の理事会において、本委員会の活動状況や経理等について報告する。

4 編集副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故等によってその業務を遂行できなくなったとき

【8 法_欧文誌編集委員会規程】

は、その職務を代行する。

(改正)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、この規程の作成にあたり参考にした任意団体 日本神経回路学会の欧文誌編集委員会は、令和4年9月28日の当該学会の解散をもって廃止する。